

児童生徒・保護者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日より感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の位置づけが五類感染症に移行しました。今後は、下記の事項に留意して取り組みますので、ご理解とご協力をお願いします。

記

I 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について

- 五類感染症移行後においても、
 - ①家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握
 - ②適切な換気の確保
 - ③手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導といった対策が重要であるため継続していきます。
- 学校教育活動ではマスクの着用を求めないことが基本です。
※ 全般的には、文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（2023.5.8～）を踏まえた対応を行います。

II 登校に関すること

- 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、自宅で休養することが重要です。
しかしながら、新型コロナウイルス感染症の症状とアレルギー疾患等の症状を区別することは困難であることから、軽微な症状があることを以て、登校を一律に制限するものではありません。
また、児童生徒等本人や保護者の意向に基づかず、医療機関での検査や検査キットによる自己検査を求めることはありません。

III 出席停止等について

- 感染が判明した児童生徒に対しては、出席停止措置を講じます。
※ 出席停止の期間は、発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでを基準とします。（「発症した後5日を経過」や「症状が軽快した後1日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算します。）
※ 児童生徒が自宅療養を開始する際、医療機関が発行する検査結果を証明する書類は必要ありません。また、出席停止の期間を経て登校するに当たっても陰性証明等の提出は必要ありません。
- 濃厚接触者としての特定は行いません。
※ 例えば、同居家族が新型コロナウイルス感染症に感染した児童生徒でも、児童生徒自身の感染が確認されていない場合など、直ちに出席停止の対象にはなりません。
- 同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなど、感染が不安で児童生徒を休ませたい場合は学校に相談してください。また、医療的ケアを必要とする児童生徒等及び基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒等で、主治医の見解により登校すべきでないと言われる場合は学校に申し出てください。

出席停止措置願（新型コロナウイルス感染症）

令和 年 月 日

和歌山県立耐久高等学校長 様

学年 番

生徒氏名 _____

保護者名 _____

下記のとおり、経過報告を行いますので、出席停止措置の承認をお願いいたします。

記

1、症状出現日：令和 年 月 日（発症0日目）

2、欠席の理由（該当するものに○印をつけ、必要事項を記入してください。）

○印	理由	詳細
	医療機関で診断を受けた	診断日：令和 年 月 日 医療機関名（ ） 医師の指示事項 （ ） ※医療機関の証明は不要です。
	個人で抗原検査を行った	検査日：令和 年 月 日

3、経過報告

	月日	測定時刻	体温	その他
0日目（発症日）	月 日（ ）	午前・午後 時 分	℃	
1日目	月 日（ ）	午前・午後 時 分	℃	
2日目	月 日（ ）	午前・午後 時 分	℃	
3日目	月 日（ ）	午前・午後 時 分	℃	
4日目	月 日（ ）	午前・午後 時 分	℃	
5日目	月 日（ ）	午前・午後 時 分	℃	
6日目	月 日（ ）	午前・午後 時 分	℃	
7日目	月 日（ ）	午前・午後 時 分	℃	
8日目	月 日（ ）	午前・午後 時 分	℃	

※ 学校保健安全法施行規則において、新型コロナウイルス感染症の出席停止期間は「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」とされています。

※ 「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

※ 「発症した後5日を経過」や「症状が軽快した後1日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日を1日目と数えます。